

## 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第32回）

### 議事録

- 日時 令和2年8月3日（月）10:00～12:20  
場所 名古屋国際センター 別棟ホール  
出席者 構成員  
瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 座長  
丸山 宏 名城大学名誉教授 副座長  
赤羽 一郎 前名古屋市文化財調査委員会委員長・  
元愛知淑徳大学非常勤講師  
小濱 芳朗 名古屋市立大学名誉教授  
高瀬 要一 公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事
- オブザーバー  
洲崎 和宏 愛知県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐
- 事務局  
観光文化交流局名古屋城総合事務所  
教育委員会生涯学習部文化財保護室  
  
株式会社竹中工務店  
株式会社安井建築設計事務所
- 報告 (1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故について  
(2) 全体整備検討会議の構成員の増員について
- 議題 (1) 二之丸庭園の発掘調査及び修復整備工事について  
(2) 余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について  
(3) 二之丸地区の発掘調査について  
(4) 大天守台北面石垣レーダー探査について  
(5) 東門のトイレの改修について
- 配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第32回）資料

事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介</p> <p>4 本日の会議の内容</p> <p>資料の確認をいたします。会議次第、A4で1枚。出席者名簿、A4で1枚。座席表、A4で1枚。会議資料が1から6まで、資料番号を表示してお配りしています。構成につきましては、資料1がA4で28ページとA3で1ページ。資料2につきましてはA3で7ページあります。続いて資料3につきましては、A3で1ページ。続いて資料4につきましては、A4で7枚のあとに、A3で1枚重ねまして、再度A4で3枚、最後にA3がもう1枚です。次に、資料5につきましては、A4で2枚あります。最後になりますが、資料6につきましてもA4で2枚となっています。</p> <p>それでは報告のほうに移ります。まずは報告の(1)です。「特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故について」、事務局から報告させていただきます。</p>
	<p>5 報告</p> <p>(1) 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損事故について</p>
事務局	<p>それでは、き損事故に関連しました、この間の経緯などについてご報告させていただきます。再発防止対策についてですが、6月22日の全体会議でご了承いただいた後に、6月26日に文化庁を訪れまして、文化財第二課長に提出しました。文化庁からは、「名古屋市が、全国が注目するような大きなプロジェクトを控えているので、再発防止対策をきちんと実行して、二度と今回のような過ちを繰り返さないようにしていただきたい」というようなコメントをいただきまして、今後は城内の全ての調査、整備について、文化財保護法に則り、万全を期していく所存です。</p> <p>本日、文化庁に提出した最終版の資料を添付しています。内容の説明については割愛いたしますが、ご覧いただければと存じます。併せて、西之丸き損地点ほか、発掘調査につきまして、現状変更許可申請を行いまして、7月17日付で許可を受けたところです。7月28日の火曜日より、現地等で調査等に着手しています。今後は、調査の結果を踏まえて修復の方針を定め、全体整備検討会議の下で、慎重且つ丁寧いき損地点の修復を進めていきたいと考えています。また、き損地点の修復と並行して、他の事業も進めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導、ご助言のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>1つめの報告は以上です。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。</p>

高瀬構成員	今回のき損の原因の一つが、これを検討する場が無かったと、整備計画をです。どこにも報告も無ければ、全体会議にも上がってきませんでしたし。それが一つの大きな要因だと思っています。それと、原因についてはいろいろ本質的な問題がたくさんあって、今回、き損が生じたんだと思いますけど。それと、もう一つは、五番蔵ですね。五番蔵の平面位置を確認するという話に前回なっていたと思うんですけれども。それがその後どうなったのかということ、ちょっと教えていただきたいのですけれども。
事務局	五番蔵につきましては、今回、位置を確認する調査というのを私共としては計画したのですが、まず第一段階といたしまして、五番蔵自体も施工しているので、き損しているかどうかということ、第一に確認することといたしまして、調査区の位置の確認は当初から変更して、き損部分を調べるための調査を行っているところを第一としてさせていただきます。その結果を踏まえまして、必要に応じて調査枠を拡げるとか、ということをしていきたいと考えています。
事務局	もう一つ言うと、検討する場が無かったということですが、本日お配りしています再発防止対策の最終版の20ページから21ページあたりをご覧くださいと、各段階におけるチェック機能の強化ということを書かせていただいております。先生のおっしゃる通りで、今回の件に関しましては、適切な形でお諮りしていなかったというのは事実ですので、今後はここに書いてあります通り、しっかりと有識者の先生方のご意見を頂戴した上で進めていきたいと考えていますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。
高瀬構成員	分かりました。それでちょっと提案があるんですけど、整備部会というのを立ち上げるということ、検討されたらどうかと思っています。総合事務所の中でも整備部門と調査部門というふうに分かれていますと思うんですけれども。石垣部会、埋蔵文化財部会の職掌範囲とするには、少し性格が異なるように思うんですね。全体会議には、報告がされると思うんですけれども。どうも今回の問題を考えると、その整備を検討する場が無かったという気がしてまして、ぜひそれを検討していただきたいと思います。
事務局	ご提案をありがとうございます。今、全体整備検討会議の下に、石垣・埋蔵文化財部会、庭園部会、建造物部会、天守閣部会といった部会があります。基本的に整備の関係はそこで挙げるようにしているのですが、議論の流れとしまして、全体整備検討会議に諮って、そこで議論したものを各関係部会に降ろしていくという、そういう流れで進めていますので、まずはそこでしっかりやった上で、今ご提案のありました整備部会につきましても、そういう今の部会でできることを吟味しまして、また検討を進めていきたいと考えています。
事務局	ほかにありますか。
赤羽構成員	今日の資料の最後に付けていただいている29のフローチャート、

	これは防止対策のレポートの中ではどのような位置づけになるんですか。これも文化庁に報告書と一緒に提出されているものなんですか？
事務局	はい、併せて提出させていただいています。
赤羽構成員	<p>ちょっと2、3ご質問があるんですが、1つは、事業計画・各種調査の段階で、チェック機能のところ为空欄になっているんですが、先程高瀬先生がおっしゃいましたが、例えば西之丸の整備をするという時に何ら私共に話がなかったわけですね。で、こういう事態に発展したわけですけども。事業計画・各種調査の中で、事業計画そのものの可否だとか、或いは事業の整備の手法について、有識者に意見を聞くという、そういうチェックというものを設ける必要があるのではないかと考えるのが第1点です。</p> <p>たくさんありますが、もう1点だけ、最後に、工事終了後の最後のところに、「現状変更の終了報告は、整備担当者が作成し」と書いてありますが、それでは現状変更の許可申請書を作るのは、一体どこだということは、実はこの中には書いてないんですね。総合事務所が作るのか、調査センターが作るのか、ちょっと分からない。現状変更許可申請のところで、いったい現状変更の許可申請というのは、どこが作成するのか、それに調査研究センターが、ここでは一元的に集約し、と書いてありますが、いったいどういう意味なのかまったくよく分からない。</p> <p>最初の事業計画・各種調査での有識者のチェック機能と、この現状変更許可申請書の作成について、2点、お尋ねします。</p>
事務局	<p>ご意見、ありがとうございます。まず1つめの事業計画段階ないしは調査段階でのチェック体制ですが、まずもって、その横に記載しています「整備に先立つ調査内容の確認」ということで、まずは内容的に保存整備室と調査研究センターでしっかりと打ち合わせを行っていきたいと考えていまして、その結果につきましては、申し訳ないですが、チェック体制のところを書いてないということで、全く先生方にお話をしないというわけではなく、必要に応じて適切にご助言等をいただいてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それから、2つめのご質問をいただきました現状変更許可申請の作成から最後の提出までの担当についてですが、今現在、作成につきましては、許可申請の中身が整備に関わる部分と調査に関わる部分とまたがることが多いので、整備担当と調査担当それぞれで該当する部分を作成しています。ただ、それぞれで作ったものがバラバラになってはいけないということで、ここに書いてありますように、提出する段階においては調査研究センターで一元的にチェックをしていただいた上で提出するという、今はこういう流れで進めています。以上です。</p>
赤羽構成員	分かりましたが、最初のほうはそうおっしゃるのであれば、そのことを表に書くべきではないかなと思うのですね。以上です。
事務局	はい、ありがとうございます。また検討させていただきます。

	<p>ほかにございますでしょうか。</p> <p>それでは、1つ目の報告は以上とさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告の2つめです。「全体整備検討会議の構成員の増員について」、事務局より報告させていただきます。</p>
	(2) 全体整備検討会議の構成員の増員について
事務局	<p>それでは、全体整備検討会議の構成員の増員につきましてご報告をさせていただきます。以前、事務局のほうで有識者会議には近世史の専門家を補充することを検討してまいりました。文化庁にも相談してまいったところ です。検討の結果、日本近代史を専門とする有識者の方を新たな構成員として1名増員しまして、専門的な見地からご意見をいたくかたちにしたいと考えています。今後は、次回の会議から参加をお願いしようと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
事務局	<p>2つめのご報告は以上です。ご意見やご質問がありましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。それでは2つめの報告は以上とさせていただきます。</p> <p>続いて議事に移りますので、ここからの進行は瀬口座長にお願ひします。座長、よろしくお願ひします。</p>
瀬口座長	<p>はい、それではいつものように、まず説明をいただいてから、ご意見を皆様方に伺うという手順で進めさせていただきます。</p> <p>議事の(1)は、「二之丸庭園の発掘調査及び修復整備工事について」とあります。事務局から説明をお願ひします。</p>
	<p>6 議事</p> <p>(1) 二之丸庭園の発掘調査及び修復整備工事について</p>
事務局	<p>二之丸庭園の発掘調査及び修復整備工事についてご説明させていただきます。本件は第31回全体整備検討会議で、令和2年度の事業予定についてお諮りしたもののうち、二之丸庭園の保存整備についての項目です。以前から庭園部会で検討している内容で、引き続き庭園部会で付議することとなり、7月14日の第23回庭園部会にお諮りしました。</p> <p>初めに、令和2年度の二之丸庭園の発掘調査予定についてご説明します。資料2-1から2-3です。まず資料2-1をご覧ください。二之丸庭園の発掘調査は昭和49年度と昭和51年度に、現況の庭園を整備するために、東側の調査を行っています。平成25年度からは、旧名勝指定範囲である西側を中心に、保存整備事業に伴う発掘調査を行ってきました。調査の範囲というのは、樹木が生い茂っていて遺構や景観に影響を及ぼしていた地点や、削平されていた築山の修復整備工事に先行する工程で決定し、調査成果に基づいて築山の整備を行っています。今年度の調査では二之丸庭園の全体像を把握するために、庭園の境界を確認することを目的としています。</p>

	<p>資料2-2をご覧ください。江戸期の庭園内部と外縁部、もしくは二之丸御殿との境界には塀が築かれていたことが、御城御庭絵図や、今回重ね図として使っている御城二之丸図などの絵図から読み取れますので、塀跡や門跡などの遺構の状況を確認して、江戸期の庭園のありかたを把握したいと考えています。資料2-2の御城二之丸図では、ちょっと見にくいんですけども、黒の線で描かれているものが塀です。塀跡がトレンチ①の少し西側から始まって、トレンチ②のあたりで南側へ折れて、トレンチ③のあたりで東側へ折れて、それからぐるっと庭園を囲むようになっていて、トレンチ⑫のあたりで切れると想定されますので、1点につき最低2か所にトレンチを設定しています。</p> <p>資料2-3をご覧ください。トレンチ①から④は庭園内部と二之丸御殿との境界である南池の西側及び南側の境界の確認。トレンチ⑤から⑦は庭園内部と外縁部との境界である東境界の確認。トレンチ⑧から⑪は庭園内部と外縁との境界である北境界の確認。トレンチ⑫は外縁と二之丸御殿との境界である西境界端の確認を目的としています。トレンチ⑬は少し目的が違いますが、東庭園の地下遺構の確認を目的としています。このトレンチ⑬のあたりは明治期の兵舎と兵舎の間の空地にあたるところで、江戸期の庭園の塀の跡などが遺っている可能性があり、飛石などの遺構や地盤の高さなどを確認したいと考えています。これまでの庭園部会では塀跡などの直線的な構造物はまっすぐにある推定で設定するため、1点につき最低2点設定すること、できるだけ長めのトレンチを設定することとのご意見をいただきましたので、資料2-3でお示している設定とし、ご審議いただき、了承をいただきました。</p> <p>続いて、令和2年度の修復整備工事について、担当からご説明いたします。</p>
事務局	<p>続いて、令和2年度の修復整備工事についてご説明します。資料2-4をご覧ください。左下に工事の施工区域図をお示しています。こちらは二之丸庭園の北御庭から前庭と呼んでいる部分にかけての区域です。工事の内容は、赤色の着色か所の石段の据え直しが4か所、青色の着色か所の景石の据え直しが1か所、景石Bと記されているところです。それと緑色の着色か所の飛石の取り外しが1か所です。これらは現地で傾斜になっており、通行に支障となっている箇所の修復です。</p> <p>続きまして、資料2-5をご覧ください。こちらは樹木の図です。図に×印でお示した場所の庭園の眺望を妨げている樹木や、構造物に影響を及ぼしている樹木、塀の際の支障木を対象に、合計11本の樹木の除伐を予定しています。資料の6から資料の7は石段修理、景石修理、飛石修理の詳細図面を付けさせていただきました。こちらについても庭園部会でご審議いただき、了承をいただきました。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
瀬口座長	はい、ありがとうございます。それではご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。
高瀬構成員	資料の2-2ですけれども、トレンチの①と④と⑥は園路の真ん中に設定しているんですけれども、園路の位置を決めるんだったら、両側

	溝を確認したほうがいいと思うんですね。要は、これに直行するようなトレンチを設定したほうが、園路の位置が決まりやすいんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。
事務局	今回の主な調査の目的が、江戸期の堀の跡を確認することなので、資料2-2で示している黒い線があるんですけども、これが堀を表してまして、トレンチ①と④と⑥が黒い線で表されている堀跡に直交する形で設定をしています。
高瀬構成員	この園路の位置は、現況の園路の位置なんですね。これを当時の園路の位置に戻そうという考え方ではないんですか。
事務局	これは代わってお答えします。先生がおっしゃったように、青い太いほうが現有の園路です。下にあるのが絵図でして、それに合わせて、境界をしっかりと見つけるためにトレンチを設定しているのですが、どうしても植栽とかいろんな構造物がありまして、現況の園路にトレンチを設定する前に、そういう中でトレンチを設定せざるを得ない状況にありますので、今先生が言われたように、可能な限り現況の状況を、一般の見学される方にも支障がないように今の園路を利用して、絵図にあるいろんな構造物をチェックするというので、こういうトレンチを設定せざるを得ない状況です。
高瀬構成員	余芳は本来の位置に戻すじゃないですか。ということは、庭園の地割についても、本来の位置に戻していくというのは原則なんじゃないかと思うのですが、それでしたら、回遊の園路についても、
丸山副座長	ちょっといいですかね。園路のためにトレンチを入れているんじゃないかと、南北の内堀の位置を確定したいために、④と⑥をやっているの。園路とは今のところ関係ないです。むしろ内堀の、内堀の位置の確定のためにやっているの。園路とは関係ない。
高瀬構成員	分かりました。
洲寄オブザーバー	ちょっとご提案なんですけど、今せっかくあちらにいろんなものを映していただいていますし、こういったポインターとかもありますので、今もご説明がちょっと分かりにくかったところもありますので、そういうのを活用して説明していただくとよく分かるんじゃないかと思うのですが。
高瀬構成員	堀の位置を確認するためのトレンチだということは分かりましたが、それでしたら、堀の位置は整備計画の中で復元的にそこに堀があったということを表示して、こうということを考えているんですかね。
丸山副座長	整備のほうで検討しなくてはいけません。まずは堀の位置が分からないと、庭園の全体のことから分からない。そういうこともあって、まずは堀の位置を、南北のところをまず調べるということですね。そ

	<p>の後どう整備するかというのは次の段階のことで、とりあえず事実関係をはっきりしないといけない。この絵図と発掘によって出てきた物によって、塀の位置が確定できればいいと思っています。ただ絵図と重ね合わせていますけれども、このトレンチの長さでいいのか、それは実際に掘っていかないと分からないです。</p>
高瀬構成員	<p>絵図を出していただいていますけれども、地割についても戻せるところは戻していったほうが、私はいいと思っているんですね。ですから、そういう意味で、これは園路は舗装されているんですかね。石畳か何かで。それがどうか分かりませんが、どちらにしても両側に側溝があるんじゃないかと思うので。塀の位置を確認することも大事だと思うのですが、園路も戻せるところは戻していくという方向を出したらどうかと思いますけど。</p>
丸山副座長	<p>はい、その通りなんですけれども、これを復元的に整備する場合には、絵図しか遺っていないんですね。絵図と、発掘をしながら、事実関係を見ながら、今おっしゃったような園路を想定していかなくてはいいけない。例えば⑥のトレンチをやってもらう場合でも、内塀の位置だけではなくて、出てきた事実も含めてそういうことを考えていかなくてはいいけない。とりあえずは、まずは内塀の場所が、今のところ分からないというところがあって、それに付随していろいろ、例えば飛石が出てくるかもしれない。そういうものも確認していく。私が答えてしまいましたけれども、そういう意味です。</p>
事務局	<p>すみません。高瀬先生、ご質問をありがとうございます。丸山先生、ご説明をありがとうございます。</p> <p>私のほうからもう少しだけ御城御庭絵図をご覧いただきながら、御庭の概要を、今回の調査の目的についてお話をさせていただきますと、今こちらの絵図に描かれているのが、名勝区域のここと重なる御城御庭絵図の、旧二之丸あたりの御庭の絵になります。この絵図の中に、真ん中あたりに庭園として江戸時代の頃から整備されていた部分と、外周部分が建物ですとか通路のような形で遺っておりまして、私共便宜上「外縁」と呼んでおりますが、その外縁部分と庭園として江戸時代に整備されていた部分との境に、当時塀があったことが絵図から確認されますので、まずはお庭部分の外周の塀の位置を確認させていただきまして、全体としてのお庭の姿を確認した上で、次の段階で高瀬先生がおっしゃっておられました、江戸時代の園路の位置ですとか、地割を含めて確認を進めたいと考えています。今回は、まずは対象の部分である塀の位置の確認となりますが、今後またご意見を頂きながら、園路等につきましても元に近い地割での復元を目指してまいりますので、よろしく願います。</p>
瀬口座長	<p>ほかはどうですか。</p>
赤羽構成員	<p>資料 2-1 のことですが、一番下に昭和 52 年度の調査の実態が分からないという、特に大きな池の部分で発掘調査した経緯になると、航空写真では分かるんですけども、実態が分からないということなどは、ちょっとやはり、ある意味では今回のき損事故にも関わる、</p>

	<p>名古屋城がこれまでの調査計画というのをきっちり蓄積していないということを示しているのではないかと思うんですね。これは心してやっていただきたいと思うのが第1点です。</p> <p>それから、調査そのものが、この図を見ただけでも散発的と思わざるを得ないのですね。目的は境界線をはっきりさせたいとおっしゃっていますけれども、境界線をはっきりさせて何をやるのかということになれば、整備ということになるわけですね。整備を前提にした調査ということになれば、その実を上げていく調査でなくてはいけないと思うんですね。そうすればこんなちっぽけな調査の方法ではダメだと思います。名古屋城はいろんな調査をやっていますが、本当に小間切れなんですね。ちょこちょこちょこちょこ小さな調査区を設けてやってきている。しかし、それが大きな整備に結びつかないというところが大きな欠陥としてあるわけです。その点では、もっと大局を見た発掘調査をやるべきではないかと思います。</p> <p>その点で2点、ご提案を申し上げたいのが、1つは庭園内の水路ですね。水の処理をどういうふうにしていたかというのが、大きな課題になると思うんですね。池がいくつもある。その池の水はどうなって、どういうふうに流れていくのか。或いは、けっこう茶室とかがあるわけですが、その茶室からの水路はどうなっているのかというあたりは、やはり明らかにしていかなければいけないと思うんですね。その中では、現在の二之丸庭園の高さが課題になってくると思うんですね。元々どれだけの高さがあるのかというあたりの、当時の二之丸のGLはどこだったのかということ調べるのが一番大きな課題じゃないかなと思います。それに関連して水路を、そのあたりを走っていたであろう水路を確認することが第1点だと思います。</p> <p>第2点は、この名勝の指定範囲を見ると、石垣の外側まで含んでいるわけですね。逆に言うと、北限の南蛮練塀も実は二之丸庭園の指定域に入るわけですね。南蛮練塀という面白い施設があるわけですが、これをどうするのか。二之丸庭園の整備の中で位置づけていくのかどうかというのでも検討する必要がありますし。それから南蛮練塀の特に基礎部分ですね。このへんはいったいどうなっているのかというのは、今まで調査されていないので分からないのですけれども、こういう南蛮練塀の問題もこれからの二之丸庭園の調査の課題として鋭意取り上げていただきたい。</p> <p>水路の問題と南蛮練塀の問題を申し上げました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。水路の問題と南蛮練塀の問題につきましては、二之丸庭園の整備を考えていく上でも非常に大きな問題と考えていますので、今後、基礎的な調査から始めまして、きちんと適切に調査・検討をしながら、その節には先生方にご意見を頂戴しながら、また検討させていただきたいと思います。</p>
丸山副座長	<p>今、赤羽委員から強い、ちまちましたような発掘ではなく、もっと面積を広げたらという心強いご意見をいただいて、ぜひ私も、このままだとなかなか、毎年ちょっとずつだと分からないので、ある意味でもう少し発掘の面積等、そういうものを検討してもらいたいと思っています。よろしく。</p>

小瀨構成員	資料2-5に除伐の樹木について書いてありますけれども。除伐の樹木と、しない樹木の差がよく分からないですけれども。その次のページの2-6に石段みたいなのが根っこに乗って移動させられている、それを元に戻すので、その根っこの除去は分かるんですけれども。樹木の除伐をするかしないかというのは、どういう基準で。結局、樹木というのはいろいろ変わってくるわけで、庭園としての樹木を当時の樹木にするのか。それから変わってきているから、また樹木の構成の庭園にするのか。そこらはどういう基準で、基準というか原則で決められているのですか。
事務局	今回の選抜した樹木についてのご質問をいただきました。今回除伐の対象としました樹木につきましては、庭園の中で、根で石材を傾倒させる原因となっている樹木の中で、また眺望の妨げになっているようなものについて選択しています。それから、園路について通行に支障になるものについてほど、大きくなっているようなもので、剪定ではなく、空間の圧迫にもつながっているので、除伐にしたほうがいだろうと検討したものについては、現地を庭園部会の先生方にも一緒にご覧いただきまして選択をいたしました。
小瀨構成員	植生というのは絵図からだいたい分かるのですか。当時の植生というのは。
事務局	まず、こちらの御城御庭絵図に主要の樹木につきましては、樹種を含めて書かれています。それからほかの絵図で、樹種の凡例のような形で表示されているものがありますので、そういったものについてはある程度樹種も含めて、おそらくこういったものがあつただろうというのが、今検討されています。ただ、絵図通りの本数ですとか、絵図通りの樹種にすべて戻すのかとなりますと、それはまた別の検討が必要になりますので、今後、木をさらに植えていくという段階になりましたら、改めて検討したいと思っています。
瀬口座長	よろしいですか。
小瀨構成員	ありがとうございます。
瀬口座長	二之丸庭園の植栽の姿は、だいたいいつの時期を想定しているんですかね。それは保存活用計画が何かに書いてありますか。ちょっと紹介してください。
事務局	二之丸庭園の植栽の姿といたしましては、こちらの御城御庭絵図を参考に遺していくと思われていますので、文化文政期の庭園の姿をめざしていますが、現時点ではこちらの植栽の計画のところまでは詳細についてはまだ検討できていない段階ですので、いずれまたきちんと整理した上でお諮りしたいと思います。
瀬口座長	はい、分かりました。 それではちょっと質問しますけど、この庭の境界線を確定したいと

	<p>ということで調査をするわけですよね。そうすると、2015年かな。庭の西北部のところは、もうすでに、過去に塀があったか、なかったかが分かるようなところがすでにあったのですか。そこをちょっと紹介していただいたほうがいいんじゃないかと。この前の西之丸の失敗は、ただ掘っただけで、何があるかを想定していなかったことだと思うんですね。だから、今回は、どういう塀があったのかが分かっていたら、その礎石などを意識しながら発掘調査をするということになると思うのですが、そのへんをちょっと説明していただけますか。</p>
事務局	<p>はい。過去の調査で塀の礎石と思われるものが何か所か出ておりました。第3次のトレンチの南端のところと、第2次のトレンチの紫色のところと、同じく第2次のこのあたりで塀の礎石と思われるものがいくつか出ていますので、そういった成果を参考にしながら調査を進めていくことができると考えています。</p>
瀬口座長	<p>それがどういったものだったか、説明はないのですか。3か所、礎石、塀の跡が確認できるということだったですね、過去の。それがどういったものだったかという説明はないのでしょうか。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>例えば、ここで確認された塀ですと、東西方向に礎石が並んでいるのが2石、確認されていて。その礎石の間隔が95cmから100cmぐらいということが分かっています。</p>
瀬口座長	<p>大きさはどれぐらいですか。長いのか四角いのか、いろいろな種類はあるかもしれないので、どんなものでしたか。</p>
事務局	<p>確認された礎石は四角いもので、だいたい30cm角ぐらいのものです。</p>
瀬口座長	<p>深さは。現在の地表面からの深さは、だいたいどれぐらいですか。そういうことが分かっていたら、今回新しくやる場所についても、別の物が出てくるかもしれないけれども、意識をしながらやると。そうするとミスも少なくなるように思うんですけどね。 深さは、どれぐらいでしたか。</p>
事務局	<p>深さは今すぐ出てこないのですが、報告書がありますので、それを確認しながら進めていきたいと思います。</p>
瀬口座長	<p>それから、先程の2020年度の発掘場所がいろいろありましたけれども、例えば⑥なんかは塀の位置よりもずっと庭園内部に引っ込んでいますよね。これは塀の位置の確認以外に何か目的があるのか。1つですね。それから⑨については、塀の位置がちょっと、⑧のところは塀の位置だとすると、⑨は何をしようとしているのか。⑨の説明書は北境界の確認ということになっているので、これは塀が二重になっているということですかね。それから⑩については、北境界の確認というのですけれども、塀とは並行の位置になっているわけですね。⑪に</p>

	<p>ついては、塀が上のほうにかかっているのかな。そうすると奥に引っ込んでいる理由は何か。などについても教えていただくと、何をしようとしているのかよく分かるし、やっている人たちも何をしようとしているかが確認できるのじゃないかと思うのですが、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>⑥と⑩のトレンチですが、「できるだけ長いトレンチの設定を」ということを庭園部会の先生方からいただいたので、長めに設定しています。⑧は、⑧と⑨の間に現況で側溝があって、長いトレンチを設けることができなかったので、⑧と⑨に分かれてしまっているのですけれども、できるだけ長くということで設定をしています。この絵図を見ますと、⑨の位置には蔵があったことが分かるので、その蔵跡の検出も念頭に置いて調査を進めていきたいと考えています。⑩が東西方向にトレンチになっている理由なんですけれども、説明不足だったのですが、⑩のトレンチの西端のところに門が描かれていまして、その門跡の遺構の確認を目的としていますので、門に直交する東西方向に設定をしています。門が塀と一体のものであると考えられるので、同じ時期での調査を考えています。</p>
瀬口座長	<p>こういう発掘調査は、遺構面にできるだけ傷をつけないというか、き損しないようにするのが原則だと思うのですが、できるだけ長くというのはどこからのなんですかね。目的がはっきりしてれば、そこにピンポイントでやったほうがいいのではないかと、私は思います。それから、門の跡とか、それ以外のところの説明がありましたけれども、それでは今年度の調査で庭園の外周は、ほぼ確認できるのか。その後、来年度か再来年度ぐらいで、何回かやれば、とりあえず庭園の外側を確認しようということだから、それはそういう目的で、何年かぐらいで計画してやっているんだと思うのですが、今年度で終わりなのか。ちょこちょこほかのことをやると、何かやっていることがどんどん拡大してしまって、というのもあるので、ちゃんとやることを定めてやったほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>基本的には、今年度の調査で庭園と外縁との境界をしっかりとつかみたいという目的で、調査をやっています。長いトレンチにせざるを得ないのは、やはり絵図と照合はいまいちしっかりできておりませんので、確実に境界を押さえるために、今の可能な範囲でトレンチを入れざるを得ないということで、長めのトレンチを入れていきます。しっかりと、今年度の調査でその外縁と庭園との境界をつかみ、今後の整備に活かしていきたいと、そういう目的で今回のトレンチを設定しています。</p>
瀬口座長	<p>外縁と内縁との区別があれなんですけど、その外縁と言っているのは東側と北側のことを言っているのですか。全体の外周のことを言っているのですか。南側を除いて。</p>
事務局	<p>基本的には、先程説明しましたように、過去の報告書が出ています。1次から3次の報告書で、北辺と北西部の境界というものはある程度つ</p>

	かめています。説明しましたように礎石、おおよそ今のところGL1点、マイナス1点、1mくらいのところに方形ないし不定形の石が、塀の基礎と考えられる石が直線に並んでいるのを北及び北西での調査で確認しておりますし、さらにその石に並行して溝も確認しています。ですので、今回の調査でもその礎石ないし溝等がつかめるものと期待しています。
瀬口座長	それでは本年度の調査で、ほぼ確定できるということですね。確定するつもりだということですね。
事務局	確定できるようにしていきたいということです。
瀬口座長	溝の確認もあるということだから、やはり境界の確認というところを、中身の説明を、塀の跡だとか溝の跡だとかいうのを設定目的の中に書いておいたらどうですか。書いてあるのでしょうか。そのほうが何をやっているか、人が代わった時にも分かるように思うんですね。人が代わるという前提で考えたほうが良いと思います、調査している人の。
事務局	了解しました。今回の調査の中では、先生から伺いました溝、及び壁の礎石等、壁の基礎を確認することを目的に進めていきたいと思えます。
瀬口座長	お願いします。
高瀬構成員	塀の位置を確認してから、その後、整備計画を考えるということだったんですけども、それだとまた整備する時にかなり発掘しなければいけないので、ある程度どういう形で整備するのかということ想定した上で、発掘のトレンチを考えたほうが無駄がないと思うんですね。整備をどうするのかというのが、まだ雲をもつかむような状態だということではないんじゃないかと思うんですね。もう少し方向性を持って、整備をどうするのかということ考えた上で、トレンチを入れたほうが良いと思うんです。
事務局	先生、ありがとうございます。おっしゃる通り、今回は外周の部分の発掘調査ですが、今後の内部についての調査、また外縁部の発掘調査については、今後の整備の方向性と発掘調査についての計画と、両方共に検討していくというような進め方でやっていきたいと思っています。
洲寄オブザーバー	ちょっと先ほどのご説明について、図面で確認させてください。先程⑨のトレンチのところに蔵があるというご説明だったのですが、これはこの肌色っぽいところが蔵ということによろしかったですか。分かりました。それとあと、⑩のトレンチの西端のところに門があるというのは、この部分のことをおっしゃっていたんですか。そういうことですか。分かりました。ありがとうございます。

瀬口座長	<p>ほかによろしいでしょうか。いろいろご意見をいただきましたので、ご意見を参考にして進めていただきたいと思います。</p> <p>次が、2番目の「余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について」。資料3、説明をお願いします。</p>
	(2) 余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について
事務局	<p>余芳の仮設作業小屋と今後の進め方について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。前回の全体整備検討会議で令和2年度事業予定についてお諮りした議事のうち、二之丸庭園の保存整備についての項目です。余芳につきましては、平成31年3月に開催した第28回全体整備検討会議で、平成30年度に行った部材調査の結果について報告させていただきました。その際は、主たる構造部材はほとんど現存していること、一方でまだ今後の部材調査の継続が必要があることですとか、当初構造の詳細検討、景石などの適切な処置などが課題であることを報告させていただきました。その後、昨年度は調査検討が中断しており、進捗についてもご報告できず、申し訳ございません。この度、改めて余芳の移築再建に向けた今後のスケジュール案を、資料3の左下の表のように整理いたしました。こちらにつきましては、令和2年度から令和4年度まで仮設作業小屋を設置して、部材の調査、修復と保管を行う場所を確保し、令和2年度に引き続きの部材調査、令和3年度に部材の修復と実施設計、令和4年度から5年度に移築再建工事を行いたいと考えています。こちらの調査検討の進め方は、庭園部会と建造物部会の両方に関連する事項となりますので、調整会議を設置してご意見を頂戴したいと考えています。今年度設置したいと考えております余芳の仮設作業小屋については、昨年度、庭園部会でご検討いただいていた内容で、7月14日の第23回庭園部会にもお諮りいたしました。こちらは二之丸庭園の権現山の東側、図に赤色でお示ししている所ですが、こちらに仮設の作業小屋を設置したいと考えています。権現山の東側は平成26年度に発掘調査を行っており、少なくとも余芳の工事が完成するまではこちらについて修復整備とか新たな調査の予定はございませんので、影響がないこと。それから、余芳の本来の位置と推定される場所を青色で示していますが、こちらの位置に近く、移築再建の折には作業がこちらから円滑に行えることから、場所として選択いたしました。仮設作業小屋の現地の写真については、資料の右側にお示した通りに芝生を貼っているようなかたちになっているところです。小屋のイメージですが、スクリーンに投影させていただきたいと思います。このような形のものになりまして、立面図をご覧くださいますと、内部空間としては10m×13m×高さとして6m以上の空間を確保できる大きさを想定しています。内部に6mの空間を確保しようと思いますと、屋根ですと梁ですとか構造物が関わりまして、軒高が7.73mとなりました。それから基礎部につきましては、今お示ししているものの右下の部分になりますが、設置にあたっては掘削を伴わず、地表面にシートを敷いた上で、現地が平らになるように砕石を敷き均し、鋼材を置くことによって重量で持たせる基礎とさせていただきたいと考えています。また、こちらの建物の内側には、部材を置いても問題がないように、厚さ10cm程度のコンクリートを打設したいと考えています。小屋のイメージは左下にお示</p>

	<p>している通りの2階建て程度の高さのプレハブの小屋を想定しています。こちらにつきまして、庭園部会にお諮りした際には、建物の外観の姿についてご意見を頂戴しまして、外見への配慮が難しいとしても、こちらの建物の周りに、二之丸庭園の保存整備ですとか、余芳に関することについて紹介するような工夫をしまして、見学される方への配慮をというようなことを、ご意見を頂戴しました。こちらで了承をいただいています。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
瀬口座長	<p>ご意見、ご質問はありますか。</p>
小濱構成員	<p>余芳の移築場所ですけれども、余芳は、上のほうは移築したので材はあるんですが、場所はこれ、推定なんですよ。庭園の中に余芳の建っていた遺構があるとか、根拠のある場所なんですか。どうですか。</p>
事務局	<p>余芳の痕跡についてのご質問ですが、今委員のご指摘の通り、建物そのものの痕跡については残念ながら見つかっておりません。そちらの場所で、余芳の付近にあったと思われる手水鉢の石と思われる痕跡が確認されまして、そちらを江戸時代の絵図とも比較した上で、位置については検討を進めてまいりたいと考えています。</p>
小濱構成員	<p>そうすると、手水鉢が前にずれると、写真を見たことがあるんですけども、手水鉢の位置が遺っている。だから、手水鉢の石があったあたりだろうと、そういう意味ですか。</p>
事務局	<p>手水鉢も手がかりの一つとしまして、それから余芳の西側の池の痕跡ですとか、橋が架かっていた痕跡ですとか、周囲の様子なども加味した上で、位置については場所を決めていきたいと思います。</p>
小濱構成員	<p>それと、余芳は復元なんですよ。周りの庭園の復元はどういうふうに。現状ですと、余芳の移築再建工事となっている。それは余芳だけがあって、周りの庭園は復元されるのですか、されないのですか。どうですか、計画は。</p>
事務局	<p>今回の資料には建物そのものことしか書いてありませんが、余芳の周りがある、例えば飛石ですとか植栽につきましては、併せて元に戻すようにと考えています。</p>
小濱構成員	<p>はい、分かりました。</p>
瀬口座長	<p>ほかはどうでしょうか。そうしたら、庭園の高さというのが既に一応何らかの方向が出ているんですか。つまり、建物の位置が、建物のGLを決めなければいけませんね。そうすると、先程の塀の関係とか、南蛮塀もそうだし、まあ外側だからいいとして。いや、いいとしてではなくて、それも関係するかもしれないし。諸々の高さ関係についてはどういう方向で考えているんでしょうか。</p>
事務局	<p>余芳の建物の高さについての考え方ですが、余芳の位置について</p>

	<p>は、発掘調査を行った際に遺構面の高さは確認しています。ですので、こちらの遺構面の保護と、建物そのものの構造的な検討、それから余芳そのものだけではなくて、周りの地形的などについても含めて、GLも含めて、庭園部会で先生方にご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えています。</p>
瀬口座長	<p>それではよろしくお願いたします。庭園部会と建造物部会。ほかにはよろしいですか。</p> <p>仮設作業小屋ということが一つあったのですが、それについては特に皆さんご意見はなくて、今度の進め方について少しご意見をいただけたか思います。建造物部会と庭園部会の調整会議になるということですので、全体整備検討会議のほうにもご報告をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは3番目の「二之丸地区の発掘調査について」、資料4になります。説明をお願いします。</p>
	(10分休憩)
	(3) 二之丸地区の発掘調査について
瀬口座長	<p>それでは、3番目の「二之丸地区の発掘調査について」、資料4で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>二之丸地区の発掘調査について、ご説明いたします。本件についても、第31回全体整備検討会議でお諮りしたもののうち、二之丸地区についてということで、ご提出いたしています。全体整備検討会議に具体的な内容をお示しするのは今回が初めてとなりますので、二之丸地区の位置ですとか目的からご説明いたします。</p> <p>初めに、二之丸地区の位置につきまして、ちょっと順番が前後しますが資料4-2をご覧ください。資料4-2につきましては、平成30年5月に公表した「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」からの抜粋です。こちらの資料4-2のうち、青色の線で囲まれた区域を便宜上「二之丸地区」と呼んでいます。名古屋城の二之丸のうち、名勝二之丸庭園以外の区域を指しています。二之丸は文化財保護審議会から、特別史跡に追加指定すべき区域として答申を受けていますが、告示はされずに現在まで至っている部分になります。詳細は省略させていただきますが、次のページ以降の資料4-3、資料4-4が二之丸地区の管理区分。資料4-5は平成30年5月時点の発掘調査の履歴。資料4-6は名古屋城全体図と、そのうち二之丸を拡大した図を示しています。また順番が戻りますが、資料4-1では発掘調査の目的と調査に当たった手続き、補助事業、スケジュール。こちらは経緯と予定についてお示しています。</p> <p>こちらの地区は、特別史跡名古屋城跡の二之丸南部、即ち二之丸地区の保存活用を目的とし、地下遺構の現存状況を把握するための試掘調査を平成30年度より行っています。令和元年度6月には愛知県新体育館基本計画が公表され、令和7年度より新しい体育館が供用を開始される予定であると示されました。そのため、現時点では小規模な試掘を行いまして、遺構の残存状況を把握、検証した上で、その後、</p>

	<p>試掘調査の成果を基礎的な資料とし、今後の二次的な発掘調査や、今までの方向性の検討や課題の整理、いずれ基本構想の策定へとつなげていきたいと考えています。</p> <p>続きまして、昨年度までの調査結果と併せて、今年度の調査予定についてご説明します。</p>
調査研究センター	<p>二之丸地区の試掘調査の説明をさせていただきます。私の資料は4ページの後ろのほう、資料4-7から12までとなります。</p> <p>試掘調査ですが、調査は平成30年度から始まり、令和元年度まで実施され、10か所のトレンチ調査を行っています。その調査の位置については資料の4-9及び4-10に書いてあります、黒い点で示したトレンチ1から10が調査を実施したところになります。次に、各調査地点について説明していきたいと思います。調査位置は、先程も説明がありましたように、未告示地区になりますが、北の有料地区の二之丸広場と南の愛知県体育館の周辺が調査対象となっています。資料4-9を見てください。この資料4-9は御城二之丸図にある二之丸御殿及び馬場周辺の建物、構造物にトレンチの1を落としたものです。現在の地図に合わせて落としたものです。この資料は内部資料として平成28年に作成したものに、馬場などの位置を加筆したものです。御城二之丸図とこの資料を参考にして、二之丸御殿及び馬場関連の遺構の有無、または近世の遺構面を確認することを主眼として現在まで調査を進めてきています。また、この地区に関しては、近世の遺構だけではなく、明治以降に陸軍が駐屯し、軍関連の建物が太平洋戦争終了までに約50棟形成されています。それが近世の二之丸の遺構と重複して存在しています。その状況は資料4-10を見てください。こちらのほうに赤い表記で書いてあるものが陸軍の時期の建物です。この資料は、「歩兵第六連隊史」という本に書いてある図を基に、また昭和23年に米軍が撮影した航空写真を参考にして作成したものです。このように、どうしても近世の二之丸の遺構を確認するためには、調査の過程で近代の遺構を避けることができないため、近世の遺構の確認を主眼としながらも、近代以降の文化財的価値を確認し、近代遺構面の確認を調査の中では実施しています。</p> <p>調査方法は、各トレンチの大きさは、2×4mのトレンチを設定し、表土を除去した後に、原則近世の遺構面まで人力で、人的に掘削しています。掘削は名勝名古屋城二之丸庭園の整備の対象となる近世後期、文政期、19世紀初めの遺構面までの調査に留めて、遺構検出等を行っています。陸軍関連の近世の遺構は掘削を行い、時期の詳細、遺構の性格を確認し、兵舎の基礎などの遺構については撤去せず、記録を取って名簿と資料を作っています。</p> <p>それでは調査成果について説明していきたいと思います。資料の4-8。ちょっと小さくなっていますが、各トレンチの調査成果の詳細についてまとめてあります。これを一つずつ説明しますと時間が長くなりますので、概要を説明させていただきますと、資料の4-7を見てください。そこに調査概要をまとめています。その下のほうに写真を4枚並べさせていただきましたが、写真の1と2は平成30年度に、写真の3と4は令和元年度に調査を実施した地点のものです。写真の1は、資料4-9のT-13の写真となり、愛知県体育館の北東のトレンチとなります。この写真の下のほうに30cm×30cmぐらいの石が見える</p>

	<p>かと思いますが、これが二之丸御殿の奥向きの建物の基礎の一部と考えています。写真2と3にあるものは、近代の陸軍兵舎関連の遺構の一部のものです。写真には、兵舎の基礎ではなくて、兵舎の南側にある花壇等の施設の一部と考えています。写真3の真ん中にあるのは、石の蓋、半径管と呼ばれる常滑の土管の上に敷石を敷いたもので、この面が近代の遺構面だと考えています。写真4ですが、ここの中央に石組の溝が見えますが、これについては中からプラスチック等々の現代まで使用されている遺物が出ていますので、現代近くまで使われていますが、そこを確認してみると遺物とか構造から近代まで遡る可能性がある溝と考えています。その奥のほうに、東西方向、南北方向に石組が見えますが、これについては遺物は伴っていませんけど、軒棧瓦を含む廃棄の瓦が出ていますので、近世の遺構になる可能性があると考えています。これらは絵図を見て「これだろう」という石組の表記はありませんが、馬場に関連する石組であるという可能性が高いと考えています。</p> <p>今後の調査については、資料 4-10 にちょっと赤っぽいドットで落としている T-11 から T-15 のトレンチの調査を実施したいと今考えています。調査の方向に関しては、表土を除去した後に近世の遺構面まで調査を行い、近世の遺構の原則検出までに留め、遺構の性格が分からない場合にのみ必要に応じて小さなトレンチを設定し、遺構の性格を確認するという方向でやっていきたいと思っています。調査終了時には遺構面保護のため、荒砂を敷いた後、発掘場所を埋め戻す。</p> <p>ということで調査を進めたいと思っていますが、以上についてご審議いただけるようお願いいたします。以上です。</p>
瀬口座長	はい、ありがとうございます。それでは質問をお願いします。
高瀬構成員	<p>二之丸の調査は、いつまで続くか分からないぐらい長期にわたると思うんですね。ですから、考え方をきちんと、調査をした後に、それこそまだどうするという見通しを持つのは難しいと思うんですね。例えば東の黒鉄門のところは桁形になっていて、それが今失われているわけですね。そういう桁形門のところは、私は復元していったほうが良いと思っています。ですから、そのための調査を、いつかの時点ではやらなくてはいけないということもあると思うし。整備の方向性がある程度見極めた上で、調査をやっていったほうが良いと思っています。基本的な地割を復元していくという考え方を、たぶん持っておられると思うのですが、そのためには地割を復元すると言っても、かなりいろんなところの確認が必要になってくると思いますので。ですから、長期にわたる調査を見据えて、どういうふうに進めていくのかということをお考えになって、調査計画を作られたら良いと思っています。</p>
事務局	先生、ありがとうございます。おっしゃる通り、長期にわたる計画、発掘調査の計画、今年度の計画などを考えた上で、本格的な調査に向けて計画していきたいと思っています。
瀬口座長	ほかにはどうですか。

赤羽構成員	<p>資料の4-1ですが、最初の部分ですね。この発掘調査の目的は何だということですが、とんでもない長い文章なんです。4行目から、「また、『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』から以降、5行半にわたって1センテンスなんです。こんな長い文章をよく作るなと思うのですが。これも、平成30年の保存管理活用計画に基づいて、それにふさわしい整備を行っていくんです。そのためには、未告示であるところの告示をめざすということと、基本的な構想を策定するという。そのために現在、調査成果を、基礎資料を作るために、それをするというようなことが書いてあるんですが。もっと区切って言っていたかかないと、何を言っているか、よく分からない。</p> <p>その中で、特に告示をめざすと書いてありますが、これはもう既に国の史跡で、単に体育館がある、いろいろいきさつがあるみたいですけど、ので未告示になっているという。未告示の案件が解消すれば、告示になるわけですよ。だから調査する、しないに関わらず、関係ない話なんです。未告示の話はね。調査すれば未告示が早く告示になるかという、そうではなくて。そういう未告示の状況が解消されれば、すぐに告示になるということは明明白白のことなんです。そういうことをしっかりわきまえてやっていただかなくては、未告示を解消するために調査しているのではないということ、わきまえていただきたいと思うんですね。おかしなことになりますね。</p> <p>もう一つは、調査に当たっての手続きというところですが、今日は文化庁の方がいらっしゃらないので、不思議だなと思うのは、周知の埋蔵文化財包蔵地であるという位置づけで、これを発表するので手続きをとっています。ただし、未告示の物件ではあるけれども、特別史跡に準じた形で現状変更の許可の申請をもらっているということなんです。この現状変更の許可の規模に準じたような取り扱いをするような発掘調査に、なぜ国庫事業がつくのかという点が、僕は非常に不思議でたまらないんですよ。普通は、名古屋市内の発掘調査であれば、民間の開発に伴って、それを民間に負わせることができない、そういう調査を国と県と市がお互いに分担しあって賄っていくというのが国庫事業の基本だったように私は記憶しているんですけども、最近はそのではなくて、こういう名古屋市が名古屋市のために名古屋市のところを発掘調査するにも、国庫事業だというふうに変ってきたのだと、不思議な気持ちにさせられるのですけど。国庫事業であるということ、一度文化庁に確かめていただきたいと思うんですよ。本当に国庫事業として文化庁が認めて補助金を付けているのでしょうかけれども、本当にこれは名古屋市さんから聞くのも聞きづらいかもしれませんが、逆に、笑い事ではなくて、会計検査院とか、そういうところが関与すると、これはとんでもない問題になりますよ。そういうことも、深刻に考えていただきたいと思います。</p> <p>それと、4番目にスケジュールとありますが、私は提案をしたように、ちまちまちま発掘調査をするよりも、現在の体育館が取り壊されて移転して、しかも来場者がいない。来場者に安全の確保をするための努力をしなくてもよい状態になってから、堂々と、それこそ整備構想に基づいて、もっと大規模に発掘調査をしていけばいいのではないかと。何も今、難しい状況の中で発掘調査をする必要はないと思います。しかも、非常に狭い面積でちょこちょこやるもんだから、成果も上がらない。今、成果があるようにおっしゃっていますけれど</p>
-------	---

	も。本当にこれが庭の全体の整備につながるような発掘調査かという と、そうじゃないと思うんですね。瀬口座長がおっしゃったように、 もっと大きな目で、長い目で、広い目で二之丸を見直して、どうい う形で二之丸を整備していくのかというビジョンの下に、発掘計画を立 ててほしい。ちまちました発掘は止めてほしい。以上です。
瀬口座長	声を大きくすることはないと思いますけれども、今の国庫、国の補 助事業等について、意見がありましたをお願いします。
事務局	赤羽先生、ありがとうございました。今の国庫補助事業についてで すが、資料の4-1にお示したように、私どもといたしましては文化 庁さんのほうに採択をしていただいた上で、この2か年の間、補助金 を得る形で事業を進めさせていただいております。今回、先生のほう からこのようなお話を頂戴いたしましたので、改めて事実関係につい ては、名古屋城、文化財保護室を通じてしっかりと確認はさせていた だきたいと存じますので、よろしくをお願いします。
瀬口座長	採択されてはいないんですか。採択されていますので、もう採択さ れているんですね。
事務局	はい、採択を頂戴して2か年やってきております。
瀬口座長	何か問題があるということを自覚しているんですか。
事務局	私どもとしましては、そのような自覚は持ち合わせておりません。
瀬口座長	何が問題なのか、ちょっとわからない。何が問題でした。
赤羽構成員	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘調査するというのが、一般的な国庫 事業に該当するのは、それが個人住宅とか、個人の人が家を建てる、 個人の人が農地を開発する。その発掘調査の経費が馬鹿にならないも のですから、それについては遺跡の記録保存という観点と、経費の負 担の軽減ということから、国庫事業として、国と県と市が分け合って やりましょうという形です。そういう発掘調査にこの二之丸の発掘調 査は該当するかというふうに思うんですね。
瀬口座長	はい、わかりました。それじゃ洲寄さん、今現在は市町村が所有し ている、そういう文化財には国庫補助は付かないんですか。付してい るということですけど。
洲寄オブザーバー	これは採択を受けていますので、市内遺跡もありますので認められ ているということですが。これ自体は問題はないと認識しておりま す。
瀬口座長	そういうことですので、よろしくをお願いします。
赤羽委員	よろしくお願いと云われましても。

瀬口座長	何か誤解をしているのか、それが問題だと声を荒げ、大きい声を出されましたけれども、県の担当者が問題ないとおっしゃっているので、そういうことでよろしいですか。
洲寄オブザーバー	また、しっかり確認させていただきます。
瀬口座長	はい、確認してください。あとほかにも何か。
事務局	はい、併せて先程先生のほうからご意見を頂戴しましたスケジュールの件です。私どもといたしましては、今の既存の体育館が取り壊しとなった後、跡地についてどのようにしていくのか。それにつきましては、今ちょうど新体育館建設のお話が愛知県から公表されたところですので、このタイミングを見計らって、私どもとしても基本構想、まずはどのような整備をビジョンとして持っていくのかということ、これからしっかり検討していきたいと考えておりますので、この基本構想を立てる上でも、本当に小さいトレンチなので基礎的な資料に、準備的な試掘にしかならないと思いますが、少しずつではございますが進めてまいりたいと考えておまして、基本構想がしっかり策定できましたら、構想に基づいて、予算が許す限りではございますが、しっかりと調査を行っていきたくて考えております。引き続きよろしくをお願いします。
瀬口座長	はい。愛知県体育館の問題はずっと長い間懸案でありましたのでね。ようやく愛知県が、名古屋城を出るといふか、その北のほうに移動するというので、そのチャンスを捉えて、名古屋市がアクションをしておきたい、ということですね。先程委員から言われたように、全体の方向があつてというの筋だと思えますけど、名古屋市の立場としては少しでも、姿勢を示したいということだと思います。 ほかによろしいでしょうか。 では私のほうからちょっと。資料4-8ですけれど、過去の試掘調査の結果がいろいろ書いてあるんですが、何だかちょっと読みづらいのですが、石の大きさ、例えばさっきも30cmという話が礎石の大きさでありましたけれども、これはm単位で書くものですかね。普通はcmじゃなかったかなと思うのですが。m単位ですかね、一般的に。 それから、鉄平石製の蓋とあるけれども、鉄平石そのものは薄いものなので、すぐ割れるので、何かあるんじゃないかなと思ったりするんですけど、ここはよく分からない、文章が。漆喰ブロックなんていうのは、世の中にあるのかどうか私は知りません。ですから何か、私は建築的に見ているので、建築で使う用語と違う用語が散見されるのは、どこかで使われているんですかね。漆喰ブロックなんて世の中にあるんですか。
丸山副座長	固まっているということです。
瀬口座長	人造石のこと？

丸山副座長	いや、漆喰が固まっているんです。そのまま出てきたんです。
瀬口座長	それはブロックとは言わないでしょう。塊でしょう。だから表現をちょっと気を付けていただけませんか。よろしくお願ひします。
事務局	ありがとうございます。そのへんは特に今後一層検討していきたいと思ひます。鉄平石については、常滑の土管の上に乗っていたのが鉄平石なんです、杵はありませんでした。その石が、そのものが置いてある、蓋として置いてあるような状態で出土しています。
瀬口座長	鉄平石って薄いでしょう。上に圧力を加えると割れますよね。だから蓋としては適切じゃないよね。常識的には、厚いんですか。
事務局	出土した状況だと、写真の中では、小さくて申し訳ないんですけど、
瀬口座長	蓋の長さが9.9mあるということは、
事務局	いや、これが、要するに、ところどころ長さが、すみません、書いてありませんけれども、正式なのは分かりませんが40 cmぐらいですかね、それぐらいに切れたものが何枚か並んで置いてありました。
瀬口座長	だから、そのへんがよく分からないのですよ。
事務局	失礼しました。
瀬口座長	そんな長い蓋、すごいなと思ひますよね。そのへん、成果を書く時に、できるだけ一般の人にも分かるようにね。独特の用語を使わないようにお願ひします。 ほかによろしいでしょうか。
高瀬構成員	質問。米軍の写真には、兵舎は写っているんですか。
事務局	写っています。基本的には、遺構の地点については、消失はしていませんので、米軍の昭和23年ですかね、終戦後の写真の中にはそれらが写っています。
高瀬構成員	そうですか。だから、その建物がその後撤去されたんだと思ひますけれども、その跡に体育館が建ったというところの歴史を、整理はされているんですね。
事務局	まだ細かいところはやっていませんが、基本的には、戦後、それらの兵舎については名古屋大学の校舎として使われて、一部は今先生が言われましたように撤去され、その間にちょうどあった兵舎の一部は明治村に移築されています。そのへんの経緯についてはまた細かく報告書等にまとめていきたいと思ひしておりますので、またご教示をお願ひいたします。

<p>瀬口座長</p>	<p>ほかによろしいですか。  それでは、長期にたぶんわたると思いますけれども、意見を参考にして進めていただくということになるかと思いますが、またこの会議にも報告をしていただきたいと思います。</p> <p>次に、4番目の「大天守台北面石垣レーダー探査について」となります。資料と説明をお願いします。</p>
	<p>(4) 大天守台北面石垣レーダー探査について</p>
<p>事務局</p>	<p>資料5の大天守台北面石垣レーダー探査についてですが、こちらにつきましても、前回の第31回全体整備検討会議にお諮りいたしまして、その後石垣部会にご審議いただいた結果を今日ご報告するものですが、そもそもこの調査自体が私どもが今出しております現天守閣解体の現状変更許可申請に対して、文化庁さんからいただいた指摘事項に対するための調査ですので、冒頭に文化庁さんからいただいた指摘事項に対する調査の進捗状況をまとめてご報告させていただきたいと思っております。画面のほうをご覧ください。進捗状況を整理したものを、画面をご覧くださいながら進めさせていただきます。</p> <p>現天守閣の解体に伴います現状変更許可申請に対しまして、文化庁さんからの大きな指摘事項として、2つのものいただいております。1つは、工事が石垣に与える影響について。もう1つが現状変更を取得する理由についてです。今日ご説明しますのは、1つ目の工事が石垣に与える影響についてです。指摘事項としていただいておりますのは、どのような調査が必要かについて、各分野の有識者により十分に議論と合意を行った上で、必要な調査を実施し、石垣等に影響のない工法を選択し、その工法を確実に諮り、計画を見直すというご指摘で、具体的にはアからエまで、4つの指摘をいただいております。順番に指摘と、現在の対応状況を説明させていただきます。</p> <p>アの内堀の地下遺構の把握。御深井丸側、内堀の石垣の現況および安定性を確認するための発掘調査についてです。こちらにつきましては昨年度、令和元年度に内堀内の発掘調査を5か所行いました。併せてレーダー探査を行っています。そのレーダー探査の結果に基づきまして、さらに4か所の追加調査を計画しております。前回の全体整備検討会議、それから石垣・埋蔵文化財部会のほうにお諮りしているところです。そちらにつきましては石垣・埋蔵文化財部会におきまして、まだ審議が継続しておりますので、今日こちらでご報告することはできませんけれども、審議をもう一度石垣・埋蔵文化財部会のほうでいただいた後、こちらのほうでまたご報告させていただきます。</p> <p>それからイの御深井丸側の地下遺構把握のための発掘調査です。こちらにつきましては、御深井丸に現在設置しております天守の礎石がございまして、現天守閣の解体の工事の際に、その上に仮設構台等がまいりますので、その部分の礎石の保存方法について今検討しているところです。それを踏まえた上で必要な対応を行い、さらにその上に調査を行っていくように計画しておりますので、これについてはまだ調査を計画中ということですので。</p> <p>それからウの大天守台北面石垣の孕み出しについての調査・検討ですけれども、こちらについては、アのところでご説明申し上げた発掘</p>

	<p>調査の中で孕み出し部分の地下遺構を発掘いたしますので、その部分について対応したというところです。それから、今日ご審議いただきたいテーマですけれども、天守台石垣の総合外観調査の再検討に基づきまして、北面の孕み出し部分についてレーダー探査を実施することにいたしました。それが今日ご審議いただきたいことです。</p> <p>それからエの天守台石垣背面等の空隙についての調査でございますけれども、天守台の石垣についてはウに示したようなレーダー探査を計画しており、今日ご審議いただくところです。もう一つ、内堀の外側、御深井丸側等の石垣につきましては、カルテの総合外観調査のほうが要検討というところがまだ準備できておりませんので、それを踏まえた上で、必要に応じて追加調査、あるいは追加処置といったところを行いたいと考えています。</p> <p>以上が、文化庁からいただきました現天守閣解体に伴う現状変更許可申請に対する指摘事項と、その対応状況です。それを踏まえまして、今日お諮りいたしますのが、大天守台北面石垣レーダー探査についてです。</p> <p>この調査につきましては、第31回全体整備検討会議、それから石垣・埋蔵文化財部会でご審議いただいています。そこでいただいたご意見といたしまして2つありまして、1つはレーダー探査をした後はどういう方針で臨むのかといったところの検討は十分できているのか、というようなことをご意見をいただきました。それからもう1点は、石垣・埋蔵文化財部会において、その調査を行うに至った経緯をもう少し正確に記述するようというご意見をいただいています。それを踏まえて、今日お示しいたしました資料が5-1と5-2です。前回の全体整備検討会議でいただいたご意見を踏まえまして、冒頭のところで、より正確に、今回のレーダー探査の位置づけを書かせていただいています。現天守閣解体に伴う文化庁からの指摘事項に対応するため、大天守台北面石垣に対し、追加のレーダー探査を行うということです。それから、もう1つのご意見にございました、探査の結果をどういうふうにするのかという見通しについて明確にするようというご意見をいただいています。それにつきましては、一番下の「探査実施後の方針」というところに整理させていただきましたけれども、レーダー探査の結果を分析した上で、他城郭の先行事例、すでにレーダー探査をされている城郭がほかにもありますので、そういったところも参考にいたしまして、孕み出し部分について何らかの措置が必要であるのか必要でないのかといったところを検討をさせていただきます。その検討結果を有識者会議に諮りまして、北面の孕み出し部の保全の方針を定めていきたいと考えています。調査の具体的な内容につきましては、前のご審議いただいた内容でもございますので詳細は省略させていただきますけれども、本日も確認いただいた上で、こちらの調査のほうをご審議いただきたいと考えます。よろしく願います。</p>
瀬口座長	はい、ご意見、ご質問をお願いします。
高瀬構成員	5-1の一番下の段に「有識者会議に諮りつつ」と書いてあるんですけども、有識者会議というのがあるんですね。それは石垣部会とはまた別なんですか。

事務局	<p>想定しておりますのは、石垣・埋蔵文化財部会とこちらの全体整備検討会議という、2段階でご審議いただいているところを、まとめて有識者会議と書かせていただいております。</p>
高瀬構成員	<p>そうですか。石垣部会と全体会議ということなら、そう書いたほうが、誤解がないと思うのですが。</p>
小濱構成員	<p>天守の石垣ではいろいろ精力的に調査をされていると思うのですが、追加事業のウのところですね。「大天守台北面石垣の孕み出しについての調査・検討」とありますね。検討というのはほかの孕み出しではみんな調査だけだったですけど、ここだけ検討というのは。検討とは何をするのかということなんですが、私共はこの調査の結果に基づいて、一番の問題は安全性だと思うんですが。石垣の孕み出しの安全性をちゃんと検討しなさいということだと思うのですが。それで今、孕み出しの部分のレーダー探査の例が出ていますが、これだけの資料で安全性を議論できるんですか。そういう議論がこれからどういうふうに、石垣に出す一つの必要な検討事項というふうに方針に書いてありますけど、どういうふうにご検討されるつもりなんですか。</p>
事務局	<p>天守台石垣に対するレーダー探査自体は、これまで5mピッチでやってきておるところです。その5mピッチのレーダー探査の結果を見ますと、当初想定していた大きな空洞といったものがまだ確認できておりませんで、栗石の緩みだとか、そういったほかにもあるような空隙は、ある程度成果が出ています。今回行います調査で、そういったところをもう一度追認するというか、確認することが今回の調査の目的だろうと思っておりますが、それをふまえて、そこから先が今日追加で書かせていただいているところですけども。レーダー探査の読み方でありまして、そういったところは他城郭を、先事例を参考にしまして、それから石垣・埋蔵文化財部会のほうに、昨年度より工学の先生にも加わっていただいておりますので、そういったところでご教示いただきながら、判断していきたいと考えているところです。</p>
小濱構成員	<p>私の希望なんですけどね。レーダー探査で石垣の厚さとか、栗石の厚さとか、中に空洞があるか無いかとか調査をされていますが、空洞がないから安全かということなんですが、その議論は、それだけじゃあできないんですね。最近の技術では、石垣のこういう部分を工学的なモデル化をして、それでそれなりの解析を行って。それはモデル化によって、精密なモデル化や大雑把なモデル化などいろいろあるんですが。それにしても理論的に安全性を評価できるような方法を用いて、評価していただきたい。こういうことなんですけれども。でないと、空洞があるか無いかだけでは何とも。じゃあ空洞が無ければ安全性は大丈夫なのか。あそこらはよく分からないんですね。根拠付けするためには、ある程度論理的な方法を使って評価する必要があると思うわけです。それはあるんですか。どうでしょうか。</p>

事務局	<p>すみません、ご意見ありがとうございます。今先生からお話がありましたモデル化をして工学的な解析をと言うのは、一旦は我々のほうで、この天守閣整備事業で、設計を担当していただいている竹中工務店のほうで工学的な解析を行っています。ただ、工学的な解析だけでいいかどうかということで、文化庁のほうからの指摘事項として、考古学的な解析と工学的な解析を総合的に検証してほしいということがありましたので、今現在我々のほうが工学的な解析としてモデル化をして構造解析を行っております。一旦はその段階では大丈夫だということは、影響は軽微であるということで結果を出しておりますけど、今回レーダー探査を行いまして、より詳細に、特に孕み出しが出ている部分について詳細に検討した上で、それを工学的な解析が今の状態でいいかどうかということを検証したいと思っております。具体的にはどの程度レーダー探査の結果が、工学的な解析に反映しなくてはいけないかどうかということも難しいところではありますけれども、そのあたりは専門の先生に相談して進めていきたいと思っております。</p>
小濱構成員	<p>分かりました。ぜひね、せっかくレーダー探査をやられて、レーダー探査がどの程度信憑性があるかよく分からないですけど。背面の栗石の厚さがいろいろ孕み出しの中、ちょっと薄めかなと思うんですけど、そんなのが安全性にどの程度寄与するかというのは、それは工学的な先生に、厚い薄い、反映できるかと思っておりますので、努力してやっていただきたいと思っております。以上です。</p>
瀬口座長	<p>ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。  それでは、ほかには追加はないようですので、今のご意見を参考にして進めていただきたいと思います。  最後の「東門のトイレの改修について」、説明をお願いします。</p>
	<p>(5) 東門のトイレの改修について</p>
事務局	<p>それでは東門のトイレの改修についてご説明します。今回、来場者の利便性とか満足度を向上させることを目的に、トイレ改修を行います。今回、東門のトイレにおきまして、和式トイレの洋式化、車イスや高齢者の方に配慮したレイアウト変更、そのようなことを目的に改修を行う予定です。掘削につきましては、大部分が既に掘削した範囲内であって、新しい掘削する部分については既に掘削した部分に隣接して点在する、最小限の掘削で考えています。資料6-2をご覧ください。工事平面図ですが、赤い枠については既設のトイレ、東門のトイレを表してしまして、今回のトイレ改修につきましては、この既設のトイレの中の改修ということでして、トイレの外につきましては触ることはございません。図面ですが、斜線部分につきましては、既に掘削を、過去に改修工事を2回行っているのですけれども、その2回の中で既に掘削をしている部分です。塗りつぶしている部分につきましては、今回新たに掘削する部分ということで、新たにトイレの便器を設置したりとか、そういったところから配管の取り付け部分なんですけれども、この部分につきましては新たに掘削するということで、細かく①から⑬まで番号を振っているのですけれども、一つひと</p>

	つ、例えば①なら 0.12 m <sup>2</sup> ということで、①から③をトータル化しまして、トータルで 1.26 m <sup>2</sup> を今回新たに掘削することになっています。説明は以上です。ご審議をお願いします。
瀬口座長	はい、ありがとうございました。今説明をしていただきました東門トイレについて、ご意見、ご質問をお願いします。
赤羽構成員	この工事は建物全体を解体して作り直すのか、或いはこのトイレの部分だけを改修する工事なのか、そこらへんをお伺いしたいのと。それから、既掘削範囲と書いてありますが、これは面積を表しているのか、深さも表しているのか、そこらへんをお聞きしたいのですが。
事務局	はい。まず今回の改修なんですけれども、今あるトイレをつぶしてということではなくて、トイレの中だけの改修ということになりますので、トイレの大きさが大きくなるとか、そういうことはなくて、中のほうの例えば和式の部分を洋式に替えたりとか、個室の大きさを広げるためにちょっとレイアウトを変えるとか、そういった部分になってまいります。2点目なんですけれども、既掘削範囲は、面積で表しています。面積と深さ 600mm ということで、既に掘削した範囲ということで図面は示しています。
赤羽構成員	それは解体工事ではなくて、改修だということですね。それと、深さは既存の深さ以上は掘らないということですか。
事務局	はい。深さにつきましては、配管の取り付け部分になりますので、既存の深さ以上になることはございません。
赤羽構成員	はい、分かりました。それと、これは現状変更の手続きをする場合は、どんなやり方になるのでしょうか。
事務局	通常の現状変更の手続きに準じたものに、未告示の地区ではございますけれども、通常の現状変更に準じた形でやります。
赤羽構成員	分かりました。
丸山副座長	私もちょっと気になったのは、ここは2回ほど改修されたということですが、その改修された時の工事図面というのはあるんですかね。どういうふうに、600mmは、既設というのは、コンクリートを打ったんですかね。そういうのが残っているんですかね。
事務局	面積につきましては、改修した時の配管の図面等がございますので、その配管の面積に応じた形でやっています。
丸山副座長	いや、斜めになっていますね。これはいわゆるコンクリートですね。既設掘削範囲とは、ここを掘り下げたということですかね。
事務局	はい、過去に掘り下げているところです。

丸山副座長	それで、中に白いのが残っていますよね。これはどういうことなんですか。
事務局	白い部分につきましては、資料とかはございませんので、掘削範囲に入っていないということで記させていただいたところです。
丸山副座長	普通こういう工事をする時に、こんな中に白く抜けているようなところはないと思うのですが、全体を掘り下げて、便器とかそういうものを設置すると思うのですが、そのへんが変な感じがするのと。それと、ここは触られないから、黒く塗られたところだけを今回は掘削するということですね。
事務局	はい、そうです。
丸山副座長	たいしたことはないと思うんですが、基本的に現状変更で、未告示のところかもしれないのですが、やはり今までの発掘のところでも、小さい、1.26㎡かもしれませんが、こんな色塗りでは確かめられるかどうか分からないですが、注意していただかないと、一部出てきている可能性もあって。今まで2回改修されて、その時に何もなかったのかどうか分からない状況だと思うので、慎重にやっていただきたいと思うのですが、やはり緊張感を持ってもらってやるというのは必要かなと思っていますけど。白いのはよく分かりませんが。
事務局	白いところにつきましては、先生のおっしゃる通り、通常は掘削されているということは考えられるんですけども、ただ今資料として残っていないものですから、我々の推定のということで、敢えて白く書かせてもらっています。
丸山副座長	逆に言ったら下手な気がしてね。工事する時にこんな面倒なことをやっているわけないものですからね。全面やられているのではないかと思いますけども。どういう資料が残っているのか、ちょっと分からないけど。
事務局	すみません、補足して説明させていただきます。白い部分も斜線ではないかというご指摘だと思いますけど、過去2回改修しているんですけど、トイレの建物本体を建てた時が昭和53年ですけど、それ以後に平成16年と平成21年に2回、内部だけの改修工事をやっています。その過去2回、平成16年と平成21年の内部のみを改修した時の掘削範囲を斜線で示させていただいているというところでして。今回は内部のみの改修工事になりますので、いわゆる建物本体は触らないものですから、その部分について表示していないもので、白抜きみたいになってしまっていて、ちょっと不思議な感じがするかと思いますけど、内部の改修工事で影響するような範囲の中で、過去に掘削していない部分がグレーになっているという感じですよ。

丸山副座長	<p>分かりましたけどね。普通、何かやった時に、掘削していると思うんですけど。掘削していると思われるでもいいと思いますけども。これだと、そこだけ本当に何もやっていないのかという感じがするので。図面的に、建設される方もおかしいと考えながら、描かれたんじゃないかなと思うので。範囲だけで、範囲を出してもらったほうがいいんじゃないかなと思います。</p>
瀬口座長	<p>はい。白抜きのところはやっぱり、どういう理由で白抜きにしてあるかというのを書いたほうがいいと思いますね。全部掘削していることは、事実と違うから、それはできないということでしょう。だから、抜いたところをどういう理由でということを書いてもらえば、担当者としては満足すると思います。</p> <p>ほかにありますか。よろしいですか。洋式化と言うか、イス式の便器にするということですね。そのための配管部のところまでを掘り下げるといことでしょうか。そういうことだと思います。</p> <p>ほかにありますか。無ければ、時間も押してきましたので、現状変更という案件ですが、準じて追加を進めるということですので、そうしていただきたいと思います。</p> <p>あと、参考資料があるけど、これはよろしいですね。「現状変更許可申請の実績」という参考資料があります。特に無ければこれで終わらせていただきます。あとは事務局でお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。先生方、長い時間にわたりまして、たくさんのご助言をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の全体整備検討会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>